

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会

会議資料

【平成28年8月31日（水）】

◎ <<協議事項>>

資料No.1	体力づくり事業が介護認定・介護給付費・医療費にもたらす効果検証事業について	P. 1
--------	---------------------------------------	------

◎ <<報告事項>>

資料No.2	情報公開及び保有個人情報の開示請求状況等について	P. 7
--------	--------------------------	------

平成 28 年 7 月 26 日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡 Study グループ

代表者 木村みさか

体力づくり事業が介護認定・介護給付費・医療費にもたらす効果を
検証するための情報開示について

我々の研究グループは、高齢者の介護予防を推進するため、平成 23 年から亀岡市セーフコミュニティ高齢者の安全対策委員会と協働で「亀岡市在住高齢者を対象とした外傷予防及び介護予防を推進・検証するための前向きコホート研究（通称：亀岡 Study）」に取り組んでおります。亀岡 Study では、地域で現実的に展開できる介護予防プログラムの作成、プログラムの効果検証（身体機能への効果検証および医療経済学的評価）、プログラムを展開するための地域システムの構築の 3 点を大きな目標として掲げております。

我々は、これまでに「京都式介護予防総合プログラム」を作成し、亀岡市と協働でこのプログラムが地域高齢者の骨格筋量および身体機能（筋力、歩行速度他）にポジティブに作用することを明らかにしました。また、プログラムを展開する地域システムの構築も概ね達成できております。しかしながら、プログラム展開がもたらす医療経済学的効果の検証は未だ達成できておらず、平成 28 年 5 月 10 日に開催された亀岡市セーフコミュニティサーベイランス委員会において、プログラムに参加していない人との比較が必要であると指摘されたところです。そこで、この度、本介護予防プログラムが介護認定・介護給付費・医療費にもたらす効果を正確に検証したいと考えております。

つきましては、本介護予防プログラムが介護認定・介護給付費・医療費にもたらす効果を正確に検証するため、プログラム参加者ならびに比較対象者の「死亡・転出情報」、「介護認定関連情報」、「医療費関連情報」について、氏名・住所等の個人が識別され得る情報を除いた状態で開示いただきますようお願い申し上げます。

提供いただくデータは、他の目的に使用せず、研究代表者の厳格な管理下で取り扱います。取り扱いの詳細につきましては別紙のとおりとし、成果物につきましては亀岡市に提出いたします。

当者：京都学園大学 健康医療学部 健康スポーツ学科 教授 木村みさか

所在地：〒621-8555 亀岡市曾我部町南条大谷 1-1

電話番号：0771-56-8930

体力づくり事業が介護認定・介護給付費・医療費にもたらす効果を
検証するための情報開示について

平成 28 年 7 月 26 日

亀岡市長 桂川孝裕 様

依頼申請者

所属及び職名 京都学園大学 教授

氏名 木村みさか

連絡先 〒・住所 〒621-8555

亀岡市曾我部町南条大谷 1-1

<p>①開示希望データの 名称及び年次等並 びにファイル数</p>	<p>①データ内容：介護認定（13,294 名分）と介護給付費情報（1,052 名分） ／死亡・転出情報（13,294 名分）／国民健康保険の加入 状況（13,294 名分）／医療費情報（1,052 名分）</p> <p>②対象者：亀岡が平成 23 年に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」の回 答者（※高齢福祉課より平成 26 年度に情報提供済み）のう ち、京都式介護予防総合プログラムの介入者（526 名）と非介 入者（12,768 名）</p> <p>③調査期間：平成 23 年 4 月～平成 28 年 6 月</p>
<p>②データの利用目的</p>	<p>学術研究の名称：体力づくり事業が介護認定・介護給付費、医療費にも たらす効果検証事業</p> <p>(学術研究の必要性・目的)</p> <p>平成 24 年度に亀岡市と協働で実施した「京都式介護予防総合プログラ ム」の医療経済学的効果を検証するために、プログラム参加者と比較対 象者のその後（平成 23 年 4 月～平成 28 年 6 月）の介護認定状況・介護 給付費・医療費の推移を比較する。比較対象者は、プログラム介入開始 前の状況（死亡・転出・介護認定他）を考慮して、「日常生活圏域ニーズ 調査」の回答から傾向スコアを算出し、選定する。</p> <p>(学術研究の実施期間)</p> <p>データ受取日から平成 29 年 3 月 31 日</p>

③成果の公表方法	学術論文（日本公衆衛生雑誌、Journal of the American Medical Directors Association など） 報告書（予定時期 平成 29 年 3 月） 学会・研究会等で発表（日本公衆衛生学会・American Public Health Association など）		
④データの提出希望 年月日	（年月日）平成 28 年 9 月 1 日 （理由）速やかにデータ処理を行うため		
⑤データ利用期間	データ受取日から平成 29 年 3 月 31 日		
⑥データの提供媒体 等	（提供媒体） CD-R （送付の希望の有無） 直接受け取りを希望		
⑦データ管理責任者	（氏名） 木村みさか	（所属） 京都学園大学	（職名） 教授
⑧データ解析者	（氏名） 渡邊裕也 山田陽介	（所属） 同志社大学 医薬基盤・健康・栄養 研究所	（職名） 助教 研究員
⑨データの利用・管理 について	データ管理責任者である木村みさか（京都学園大学 教授）の監督のもと適切に使用する。データの取り扱いは上記データ解析者に限る。 効果検証の終了後、提供された CD-R は亀岡市に返却し、HDD 等にコピーしたデータがある場合は抹消する。		

○死亡・転出等情報詳細

亀岡市民でなくなった理由（死亡・転出等）とその日付

○医療費情報詳細

診療科目、生年_性別、生年_年号、生年_年、診療_年、診療_月、診療実日数、公費日数(1)、診療開始、給付状況_初診料、給付状況_転記、給付状況_乳幼児区分、給付状況_指導日、給付状況_調基、給付状況_補診、給付状況_医学管理料、決定点数、公費対象点数(1)、患者負担額(1)、入外区分、退職区分、長区分、給付発生、給付割合、学歯・特殊サイン、公費日数(2)、公費対象点数(2)、患者負担額(2)、疾病分類コード、食事療養費_国保_日数、食事療養費_国保_請求額、食事療養費_国保_負担額、食事療養費_公費(1)_日数、食事療養費_公費(1)_請求額、食事療養費_公費(1)_負担額、食事療養費_公費(2)_日数、食事療養費_公費(2)_請求額、食事療養費_公費(2)_負担額、薬剤一部負担金額_国保、薬剤一部負担金額_公費(1)、薬剤一部負担金額_公費(2)、老健公費対象負担額、前期高齢者患者負担額、15経過/21高半、2.5出産

○介護関連情報詳細

性別、生年月日、要介護度、認定有効期間（開始）、認定有効期間（終了）、サービス種類、サービスコード、計画単位数、給付単位数、保険給付額、公費負担額、利用者負担額

以上

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

「個人情報保護法の逐条解説」第2版 宇賀克也

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき

「この場合、通常、個人識別性のないかたちで利用されることになるため、個人の権利利益を侵害するおそれがほとんどないと考えられること、統計や学術研究の公益性が高いことを斟酌したものである。」

亀岡市個人情報保護条例

(保有個人情報の目的外利用等の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集した目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により、公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

平成28年6月1日号亀岡市広報紙「キラリ亀岡おしらせ」掲載

情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況について（平成27年度）

亀岡市は市政への理解と信頼を深めるため、平成13年1月から情報公開制度・個人情報保護制度を運用しています。平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

市民情報コーナーでは、本市の予算書、決算書、各種統計資料などの行政資料や、公共工事の契約状況、官報、京都府公報などの閲覧ができます。27年度利用者数は延べ13,678人でした。亀岡市は、さまざまな情報を広く公開することで、今後もより開かれた市政の推進を目指します。

(単位：件)

	実施機関	請求 件数	処理の状況				
			全部 開示	部分 開示	不開示	文書 不存在	取下げ
情報公開 開示請求	市長	132	94	22	—	15	1
	教育委員会	4	2	2	—	—	—
	上下水道事業管理者	7	6	—	—	—	1
	農業委員会	3	1	1	1	—	—
	計	146	103	25	1	15	2
保有個人情報 開示請求	市長	13	6	1	—	6	—
	計	13	6	1	—	6	—
個人情報取扱登録簿への登録状況		27年度末で572件					